

令和5年4月21日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 10件  
(うち電動車いす(ハンドル形)1件、延長コード2件、  
換気扇(トイレ用)1件、サーキュレーター1件、浴槽1件、  
電子レンジ1件、リチウム電池内蔵充電器1件、  
電動アシスト自転車1件、電気温水器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 石田、首藤、庄田

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300036	令和5年4月10日	令和5年4月17日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、踏切内で列車にはねられ死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202300037	令和5年3月22日	令和5年4月17日	延長コード	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202300038	令和5年4月7日	令和5年4月17日	換気扇(トイレ用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	島根県	
A202300039	令和5年3月23日	令和5年4月18日	延長コード	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
A202300040	令和5年4月10日	令和5年4月18日	サーキュレーター	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	
A202300041	令和5年1月21日	令和5年4月18日	浴槽	重傷1名	浴室で当該製品を使用中、転倒し、右足指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月5日
A202300042	令和5年3月14日	令和5年4月18日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月6日
A202300043	令和5年3月12日	令和5年4月19日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和5年3月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月11日

A202300044	令和5年3月12日	令和5年4月19日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、泥除けが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月10日
A202300045	令和5年4月3日	令和5年4月19日	電気温水器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から25年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし